

平成 19 年 6 月 25 日
事務局長決裁

那覇エコアイランド施設見学に関する実施要領

(趣旨)

第 1 条 この要領は、那覇エコアイランドの施設見学（以下「施設見学」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設見学の休業日)

第 2 条 施設見学の休業日は、次のとおりとする。

- (1) 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日にに関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日
- (3) 6 月 23 日（慰霊の日）
- (4) 1 月 2 日及び 3 日並びに 12 月 29 日から同月 31 日まで
- (5) 暴風警報が発令された日

2 前項の休業日は、那覇市・南風原町環境施設組合管理者（以下「管理者」という。）が必要と認めるときは変更することができる。

(施設見学の時間)

第 3 条 施設見学等の時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。

ただし、管理者が特に必要と認めるときは、この限りでない。

(施設見学の申請)

第 4 条 施設見学を希望する者は、予め見学希望日の 7 日前までに、那覇・南風原エコアイランド施設見学申請書（第 1 号様式）を管理者に提出しなければならない。

2 管理者は、前項の申請があったときは、次に掲げるやむを得ない理由がない限り受理するものとする。

- (1) 第 2 条に規定する休業日
- (2) 既に予約が入っており、物理的に対応が不可能な場合
- (3) その他管理者が施設管理等に支障があると認めた場合

3 管理者は、小学生以下の施設見学については、安全を確保できる引率者を配置することを条件に許可するものとする。

4 管理者は、施設見学者の安全の確保が確認できない場合は、予約の取り消し、施設見学の中止を行うことができる。

(遵守事項)

第 5 条 施設見学者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 立ち入り禁止場所へ入らないこと。
- (2) 施設の安全稼働に支障を及ぼす行動は厳につつしむこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食しないこと。
- (4) 敷地内で火気は使用しないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯しないこと。
- (6) 動物、ペット類を帯同しないこと。
- (7) その他管理者の指示すること。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか施設見学に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

この要領は、平成19年6月25日から施行する。

第1号様式(第4条関係)

那覇エコアイランド施設見学申請書

年　月　日

那覇市・南風原町環境施設組合

管 理 者 様

申請者 所在地

団体名

代表者

印

連絡先 担当者

電 話

次のとおり、那覇エコアイランドの施設見学等について申し込みます。

日 時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
見 学 目 的	
見 学 者 人 数	人
備 考	

- ※ 申込みをする際は、事前に係員と日程調整を行ってください。
- ※ 施設見学等の休業日は、土曜日及び日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日、慰靈の日(6月23日)、1月2日及び3日並びに12月29日から同月31日です。
- ※ 暴風警報が発令された場合は、施設見学は中止します。

(遵守事項)

- (1) 立ち入り禁止場所へ入らないこと。
- (2) 施設の安全稼働に支障を及ぼす行動は厳につつしむこと。
- (3) 所定の場所以外で喫煙し、又は飲食しないこと。
- (4) 敷地内で火気は使用しないこと。
- (5) 他人に危害を及ぼし、又は迷惑となる物品を携帯しないこと。
- (6) 動物、ペット類を帯同しないこと。
- (7) その他管理者の指示すること。